

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長岡市長 磯田 達伸

市町村名 (市町村コード)	長岡市 (152021)
地域名 (地域内農業集落名)	新組地域 (四ツ屋 七軒 新組 大黒 百束 福井 福島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

地域内の耕作者の約半数が認定農業者以外が占めている状況である。ほとんどの地域で生産組合が存在しており、作業の受委託を組織内で連携するなどしている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻が主たる作物であるが、転作組合で大豆のブロックローテーションをしており、今後も同作物を維持していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	451.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	423.81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を対象農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
生産組合が存在している地域においては、耕作農地を個人ごとに集団化する等して作業の効率化をはかる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定においては、農地中間管理機構介在の利用権設定を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
約10年間に圃場整備済み(県営圃場整備事業)。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
受け手の確保にあたっては、JAや農業委員等が窓口となり、離農する農地の受け手を確保するとともに、地域外からの受け手も取り入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--